

宮城県防災会議幹事会議

日時 平成17年2月1日(火)
午後2時から
場所 パレス宮城野2階 錦萩の間

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 題

宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について

- 4 その他

宮城県総合防災情報システムの改修改善事業について

- 5 閉 会

※ 配付資料

- 資料1：県地域防災計画（風水害等災害対策編）修正フロー図
- 資料2：宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について
- 資料3：宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）（案）修正の概要
- 資料4：今後のスケジュールについて
- 資料5：宮城県総合防災情報システムの改修改善事業について



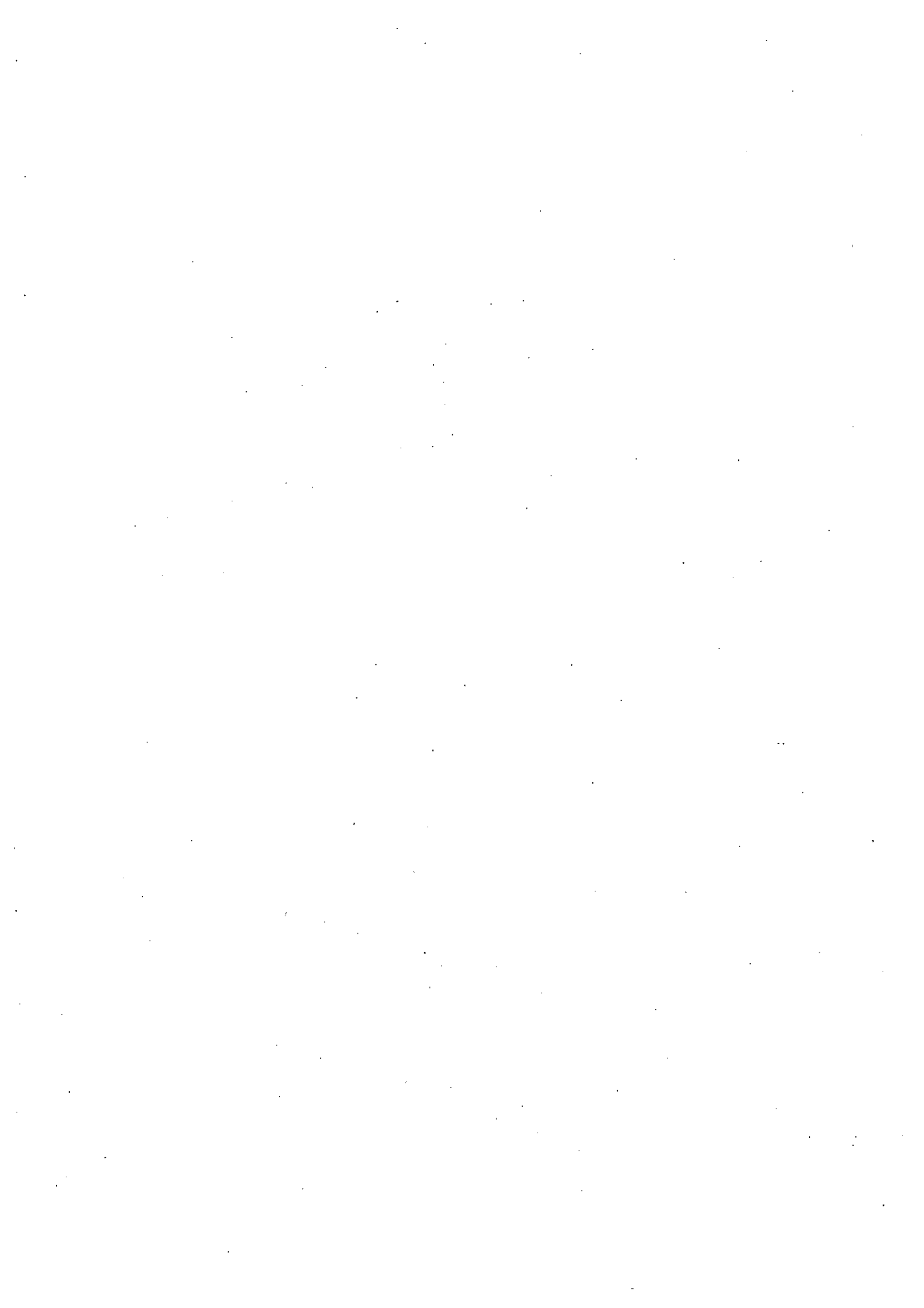
宮城県防災会議幹事会議出席者名簿

平成17年2月1日

	機 関 名	幹 事 職・氏名	代理出席者 職・氏名		
1	東北管区警察局	広域調整部災害対策官	清水 政則		
2	東北財務局	総務課長	井上 泰延		
3	東北厚生局	総務課長	穂苅 幸夫		
4	東北農政局	農産課長	田中 宏樹		
5	東北森林管理局	仙台森林管理署長	池田 康久		
6	東北経済産業局	総務課長	渡邊 政嘉	総括係	菅野 祥大
7	仙台管区気象台	業務課長	松森 敏幸		
8	東北運輸局	環境・安全防災課長	相馬 恒雄		
9	第二管区海上保安本部	警備救難部長	小田 茂司	災害対策調整官	横屋 裕一
10	東北総合通信局	総務課企画広報室長	浅海 格	総務課長補佐	石森 敬記
11	宮城労働局	安全衛生課長	田澤 修二		
12	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長	山田 篤司	建設専門官	森 禎一
13	東北地方整備局	塩釜港湾・空港整備事務所長	小平田 浩司	副所長	黒崎 紀夫
14	東京航空局仙台空港事務所	総務課長	中原 登志秋	総務部長	濱崎 孝弘
15	関東東北鉱山保安監督部	監督課長	福田 雅利	欠 席	
16	第二十二普通科連隊	第三科長	湯本 雅一		
17	第二施設団	第三科長	奥平 一郎		
18	宮城県市長会	事務局長	佐藤 正一郎	主査	今井 吏
19	宮城県町村会	理事事務局長	並木 孝氏		
20	財団法人宮城県消防協会	事務局長	原田 博行		
21	宮城県消防長会	事務局長	佐藤 幸夫		
22	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	総務部安全担当課長	三浦 邦夫	主席	眞城 雅幸
23	東日本電信電話株式会社 宮城支店	設備部災害対策室担当 課長	山田 孝雄		
24	日本銀行仙台支店	文書課長	山川 孝		
25	東北電力株式会社宮城支店	企画・総務統括リ-ダ-	野上 正文		
26	日本通運株式会社仙台支店	総務課長	山崎 英樹		
27	日本赤十字社宮城県支部	事業推進課長	津田 晃		
28	日本放送協会仙台放送局	報道担当部長	高橋 宗和		
29	日本道路公団東北支社	保全企画課長	久保田 謙作		
30	日本郵政公社東北支社	企画課長	伊藤 誠一	企画課グループリ-ダ-	鈴木 広幸

31	東北放送株式会社	報道制作局次長	阿相 健一		
32	株式会社仙台放送	コンテンツグループ長	山並 秀昭		
33	株式会社宮城テレビ放送	報道部長	村上 信也		
34	株式会社東日本放送	報道部長	永澤 睦男	欠 席	
35	株式会社エフエム仙台	制作部ニュース室長	浅野 彰信		
36	社団法人宮城県医師会	事務局長	渡部 公		
37	宮城県教育委員会	教育次長	若生 正博		
38	宮城県警察本部	警備課長	沼田 貞	災害対策室長	遠藤 和雄
39	宮城県	危機管理監	千葉 宇京		
40	"	企画部次長	佐藤 廣嗣		
41	"	環境生活部次長	和泉 長衛		
42	"	保健福祉部次長	黒沢 正敏		
43	"	産業経済部次長	今野 純一		
44	"	土木部次長	大橋 章	土木部次長	廣川 俊美
45	"	出納局次長	神山 一志		
46	"	企業局次長	小花 正英		
47	"	病院局次長	菅野 徳明		
48	"	秘書課長	河端 章好		
49	"	広報課長	村上 和行	副参事兼課長補佐	小幡 昭夫
50	"	危機対策課長	田中 和郎		
51	"	河川課長	橋本 潔	技術主幹	伊藤 茂喜
52	"	消防課長	兵藤 公男		

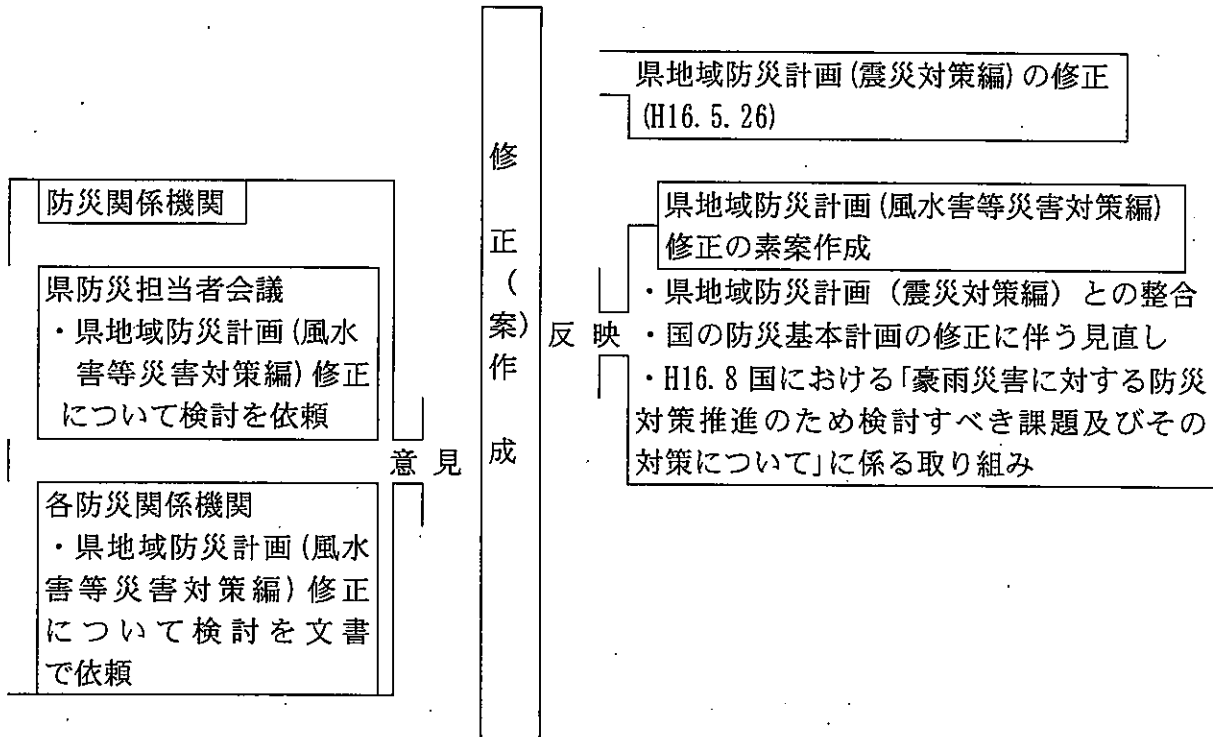
幹事出席状況：幹事37名，代理出席13名，欠席2名，合計52名



県地域防災計画 (風水害等災害対策編) 修正フロー図

平成16年2月1日

H10.6 県地域防災計画 (風水害等災害対策編) 修正



各防災関係機関へ修正後の(案)を再度送付

H17.2.1(火) 防災会議幹事会議

県地域防災計画 (風水害等災害対策編) 修正(案)の承認
(各防災機関からの追加修正意見を反映)

国(消防庁)への事前協議 H17.2.4(予定)
了 承 H17.2.末まで依頼

事前協議時の指導箇所修正 ~H17.3.15 → (防災会議幹事へ報告)

H17.3.24(木) 防 災 会 議

県地域防災計画 (風水害等災害対策編) 修正(案)の承認

国(消防庁)への本協議 H17.3.28(予定)
回 答 H17.5.中旬予定

県地域防災計画(風水害等災害対策編)の発刊
平成17年6月 → 各防災関係機関へ送付

宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について

平成17年2月1日

宮城県総務部危機対策課

1 計画修正の経緯

計画修正の変遷

風水害等災害対策の根幹を成す宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」は、平成6年2月に宮城県地域防災計画「計画編」のうち、「一般災害対策編」を見直し、「風水害等災害対策編」として新たに策定されたものである。

同計画は逐次見直しが行われており、平成9年6月に修正された、国の防災基本計画に新たに盛り込まれた事故災害（海上・航空・鉄道・道路）の防災対策を加え風水害等の災害対策の充実強化を図るため、平成10年6月に事故災害対策を追加し、今日に至っている。

宮城県地域防災計画の主な沿革

S38.	7. 10	県計画策定
S54.	3. 16	宮城県沖地震を契機に「震災対策編」策定
S57.	3. 15	「原子力防災編」策定
H 9.	6. 13	「震災対策編」全面修正、別冊
H10.	6. 9	「風水害等災害対策編」一部修正、事故災害対策を追加
H13.	4. 11	「原子力災害対策編」修正
H16.	5. 26	「震災対策編」全面修正

2 宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について

平成14年3月及び平成16年3月に行われた国の防災基本計画の修正及び、平成16年5月に修正を行った宮城県地域防災計画「震災対策編」との整合性を図るとともに、近年の豪雨等各種災害を踏まえた防災体制の確立を図るため、宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の見直しを行うもの。

(1) 計画の体系

[現計画]			[新計画(案時点)]	
第1章 総 則	4節	→	第1章 総 則	3節
第2章 災害予防対策	17節	→	第2章 災害予防対策	20節
第3章 災害応急対策	30節	→	第3章 災害応急対策	32節
第4章 災害復旧・復興対策	5節	→	第4章 災害復旧・復興対策	7節
4章 56節(229ページ)			4章 62節(317ページ)	

(2) 案で新たに節として設けた項目

[第2章 災害予防対策]

- ① 第2節「都市の防災対策」
- ② 第7節「防災拠点等の整備」
- ③ 第19節「企業等の防災対策の推進」

[第3章 災害応急対策]

- ① 第10節「相談活動」
- ② 第12節「海外からの支援の受入」
- ③ 第22節「愛玩動物の収容対策」

[第4章 災害復旧・復興対策]

- ① 第3節「住宅復旧支援」
- ② 第5節「都市基盤の復興対策」

(3) 編集の特徴

- ① 地域防災計画（風水害等災害対策編）と資料編（震災対策編と共通）の2分冊として印刷する。
- ② 本編の形式
 - ・ ページの上（ヘッダー）に「何章－何節」及び「節の名称」を入れて、どこを開いているか、すぐ分かるようする。
 - ・ ページの下（脚注）に資料編の「資料名称・資料番号」を入れて、すぐ資料編を開けるようにする。
 - ・ 巻末に索引を付けて、目次では分からない語句から、その内容がどこに記載されているか分かるようにする。
- ③ 資料編のスタイルは、加除式として、定期的に最新のデータに更新していく。
- ④ 地域防災計画（風水害等災害対策編）についても、誰でも見られるようにホームページに掲載する。

3 修正した案の主な概要

(1) 各章共通項目

- ① 県及び防災関係機関の組織改編等に伴う名称等を変更した。
- ② 各種計画の名称や計画年度の変更に伴う修正及び数値データについて、最新の内容に修正した。
- ③ 「災害弱者」を「災害時要援護者」に用語を修正した。(国の用語の統一)

(2) 第1章 総則

- ① 第1節 計画の目的と構成
 - ・「自助」「共助」「公助」の3助による防災協働社会の形成による減災の理念を追加した。
 - ・防災関係機関等の防災情報の共有について語句を追加した。
- ② 第2節 各機関の役割と業務大綱
 - ・県民の防災に対する取り組みを具体的に記載した。
 - ・防災関係機関の組織改編等に伴い、機関の名称及び業務の大綱を修正した。

(3) 第2章 災害予防対策

- ① 第1節 風水害等に強い県土づくり
 - ・都市地域での水害実績等を踏まえた治水対策及び浸水想定区域の指定等を追加し、県及び市町村の役割を明確にした。
 - ・「土砂災害予防対策」に土砂災害防止対策の推進を追加し、土砂災害危険箇所公表や防災マップの作成等具体的な対策を記載した。
 - ・「風雪害予防対策」に除雪体制等の整備に具体的な対策を追加し、「避難所体制の整備」及び「スキー場利用客対策」を追加した。
- ② 第2節 都市の防災対策
 - ・火災の拡大防止や避難の安全性を確保するため「都市の防災対策」を新設し、市街地開発事業等における県及び市町村の役割を明確にした。
- ③ 第3節 建築物等の予防対策
 - ・「防災事業の施行」に、不特定多数の者が使用する施設等における浸水等風水害の安全確保等について具体的な対策を記載した。
- ④ 第5節 情報通信網の整備
 - ・高性能なネットワークの整備、防災情報システムの機能充実について具体的な対策を記載した。
 - ・「非常通信体制整備」を追加し、非常時の複数通信体制について具体的な対策を記載した。
 - ・「市町村における災害通信網の整備」に停電時を想定した実践的な訓練の実施及び市町村合併に伴う対応、地域住民に対する通信手段の整備について追加した。

⑤ 第6節 職員の配備体制

・災害対策本部、支部の初動時における職員の応急配備等について具体的な対応を記載した。

⑥ 第7節 防災拠点等の整備

・災害時における防災対策を推進するため、「防災拠点等の整備」を新設し、災害時における防災に資する公共施設の整備拡充について、県及び市町村の役割を明確にした。

⑦ 第11節 避難収容対策

・災害時要援護者等に対する「避難誘導體制」を追加するとともに、風水害等の災害に耐える避難所の指定、住民に対する周知について、具体的な対策を記載した。

⑧ 第14節 ボランティアの受入れ

・一般ボランティアの受入体制を追加し、ボランティアコーディネーターの養成及び受入拠点の整備等について整理した。

⑨ 第16節 防災訓練の実施

・県及び市町村の防災訓練について、災害を想定したより実践的な訓練を行うことを追加するとともに、通信関係機関の非常通信訓練を追加した。

⑩ 第19節 企業等の防災対策の推進

・企業等の自衛防災組織は地域における防災上欠かせないため、「企業等の防災対策の推進」を新設し、防災組織の編成について指導を行い、地域防災力の向上を図るため別節として整理した。

(4) 第3章 災害応急対策

① 第1節 防災気象情報の伝達

・気象台が発表する防災気象情報及び火災気象通報基準、警報、注意報の細分区域について修正した。

・水防警報伝達系統図、指定河川洪水予報伝達系統図、気象警報等伝達系統について必要な機関を追加修正した。

② 第2節 防災活動体制

・職員の配備体制及び配備基準について修正し、初動体制の強化を図った。

③ 第3節 警戒活動

・水防活動に水防団及び消防機関、河川管理者等の実施すべき事項を明確にした。

④ 第4節 避難活動

・避難長期化への対処及び避難所の指定並びに運営について、高齢者などへの配慮等の語句を追加した。

⑤ 第5節 災害情報の収集・伝達体制

・災害時の迅速な情報収集及び伝達について必要な語句を追加した。

⑥ 第7節 災害広報活動

・災害時要援護者、帰宅困難者等に対する情報の伝達について、体制の整備等の語句を追加した。

⑦ 第8節 災害救助法の適用

・災害救助法施行細則等の改正(H15.7.4)に伴い、適用基準、手続等を修正した。

⑧ 第10節 相談活動

・大規模な災害時における被災者等からの各種相談、要望に対応するため、「相談活動」を新設し、県及び市町村の役割を明確にした。

⑨ 第11節 相互応援活動

・全市町村相互応援協定を追加すると共に、消防機関の相互応援活動について修正した。

⑩ 第12節 海外からの支援の受入

・大規模な災害時に海外からの支援の申し出が想定されるため「海外からの支援の受入」を新設し、国と連絡調整等について県の体制を明確にした。

⑪ 第13節 自衛隊の災害派遣

・自衛隊との連絡調整について、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう修正すると共に、自衛隊の派遣及び派遣部隊の活動内容を明確にした。

⑫ 第20節 ボランティア活動

・災害ボランティア関係団体のネットワークを整備するとともに、災害時には県及び市町村に災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティアの受入体制や役割分担を明確にした。

・専門ボランティアの受け入れ項目及び担当部局を追加した。

⑬ 第21節 災害時要援護者・外国人対策

・応急仮設住宅への優先入居等災害時要援護者に対する配慮を明記した。

・県内の外国人の急増を踏まえ、外国人対策について市町村が実施すべき具体的対策を示し、役割を明確にした。

⑭ 第22節 愛玩動物の収容対策

・大規模災害では、被災した動物の救護が求められることから「愛玩動物の収容対策」を新設し、被災地域における動物の保護、避難所における動物の適正な飼育について、県の役割を明確にした。

(5) 第4章 災害復旧・復興対策

① 第1節 災害復旧・復興

・県及び市町村が、災害応急対策後に策定すべき公共施設の災害復旧事業計画の具体的な項目を明記した。

② 第2節 生活再建支援

・被災者生活支援制度の適用災害、対象世帯、支給条件などの具体的な内容を

記載した。

③ 第3節 住宅復旧支援

・被災者の生活再建を支援するため「住宅復旧支援」を新設し、被災者による自立再建を基本とした住宅再建支援対策を明記した。

④ 第5節 都市基盤の復興対策

・住民生活や産業活動の早期回復を図るため「都市基盤の復興対策」を新設し、災害に強い地域に再生するため必要な整備計画の策定を明記した。

宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）（案）修正の概要

各章共通事項

頁	項 目	修 正 の 要 旨
	各章・各節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び防災関係機関の組織改編等に伴い、組織の名称等を修正した。 ・ 各種計画の名称や計画年度の変更に伴い、語句等を修正し、数値データについて、最新の内容に修正した。 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「災害弱者」を「災害時要援護者」に用語を修正した。

第1章 総則

頁	項 目	修 正 の 要 旨
1	第1節 計画の目的と構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自助」「共助」「公助」の3助による防災協働社会の形成による減災の理念について追加した。p1 ・ 防災基本計画の修正に伴い、防災機関間等の防災情報の共有について追加した。p1 ・ 県地域防災計画の全体構成を追加した。p1
2	第2節 各機関の役割と業務大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防災に関する組織と実施責任」と「防災関係機関の処理すべき業務の大綱」を1つの節にまとめ、目的を修正した。p2 ・ 県民の防災に対する取り組みを具体的に記載した。p3 ・ 各機関の役割について、フロー図を追加した。p4 ・ 県及び市町村の業務の中に、自主防災組織の育成及び被災宅地危険度判定事務を追加した。p5 ・ 防災関係機関の組織改編等に伴い、機関の名称及び業務の大綱を修正した。p5～12
13	第3節 県の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地勢について語句の見直しを図るとともに、地勢図等を修正した。p13～19

※新たに節として設けた項目を網掛けした。

第2章 災害予防対策

頁	項 目	修 正 の 要 旨
21	第1節 風水害等に強い県土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴い、治山、治水等の事業による災害対策を実施する場合に、環境や景観に配慮することを追加した。p22 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「水害予防対策」に都市地域での水害実績等を踏まえた治水対策及び河川等の水防拠点等の整備、河川管理施設の管理及び操作規制について必要な語句を追加した。p22 ・ 「水害予防対策」の河川の事業実施基本方針について、見直しを行い修正した。p22～24 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「<u>浸水想定区域の指定</u>」を追加し県及び市町村の役割を明確にした。p26～27 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「高潮、波浪等災害予防対策」の国土保全事業の施行に、高潮防災対策の推進及び海岸保全施設整備の推進について必要な語句を追加した。p28 ・ 「土砂災害予防対策」に土砂災害防止対策の推進を追加し、土砂災害危険箇所公表や防災マップの作成等具体的な対策を記載した。p30 ・ 地すべり等防止事業ほか防止事業の見直しを図り、具体的な対策を明記した。p32～33 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「地盤沈下災害予防対策」の地盤沈下地域における防災事業の促進等に、具体的な対策を追加した。p35 ・ 防災基本計画の修正に伴い、「風雪害予防対策」に除雪体制等の整備に具体的な対策を追加し、「避難所体制の整備」及び「スキー場利用客対策」の項目を追加した。p36～37 ・ 「火山災害予防対策」に活火山の定義を追加し、防災事業等の推進及び伝達系統図を修正した。p44～47

48	第2節 都市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の拡大防止や避難の安全性を確保するため「都市の防災対策」を新設し，市街地開発事業等における防災対策を明確にした。p48
49	第3節 建築物等の予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正に伴い，「防災事業の施行」に，浸水等風 水害対策を追加し，具体的な対策を明記した。p49 ・特定行政庁の防災指導について修正し，特殊建築物，建築設備等の維持保全対策の項目を追加した。p49
51	第4節 ライフライン施設等の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正に伴い，目的に，大規模災害時におけるライフライン確保の重要性及び浸水防止対策等諸施策の実施について追加した。p51 ・防災基本計画の修正に伴い，「水道施設」に重要施設に配水する管路について追加した。p51 ・「水道施設」の復旧用資機材の整備及び管路図等の整備について追加した。p51 ・「下水道施設」について，災害対策資材の確保等を追加した。p52 ・電力及び電気通信施設の予防対策について，対策の見直しを行い修正した。p53

57	第5節 情報通信網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線のふくそうについて，通信手段の確保対策を修正した。p57 ・防災基本計画の修正に伴い，「県における災害通信網の整備」に，防災関係機関間の情報の収集，連絡体制等について追加した。p57 ・高性能なネットワークの整備，防災情報システムの機能充実について修正した。p58p60
----	-----------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・「非常通信体制整備」を追加し、非常時の複数通信体制について、具体的な対策を記載した。p63 ・「市町村における災害通信網の整備」に停電時を想定した実践的な訓練の実施及び市町村合併に伴う対応、地域住民に対する通信手段の整備について追加した。p63 ・「防災関係機関における災害通信網の整備」に、消防無線通信施設、警察情報通信施設を追加した。p64 ・放送局における放送施設の防災対策を追加した。p64～
69	第6節 職員の配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部、支部の初動時における職員の応急配備等について、具体的な対応を記載した。p72 ・災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止について追加した。p73 ・「防災関係機関等の配備体制」について、役割を明確にした。p73
74	第7節 防災拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防災対策を推進するため、「防災拠点等の整備」を新設し、災害時における防災に資する公共施設の整備拡充について、県及び市町村の役割を明確にした。p74～75 ・防災基本計画の修正に伴い、防災拠点施設等の浸水防止機能確保及び防災拠点の整備に防災活動拠点の確保について追加した。p74
76	第8節 相互応援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町村間の応援協定を追加した。p76 ・緊急消防援助隊（H16. 2. 6）及び運用要綱（H16. 3. 26）の法令化に伴い、緊急消防援助隊の部隊編成等を修正した。p78

81	第9節 医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院の役割・担当エリアについて、見直しを行い修正した。p81 ・国立病院の独立行政法人化に伴い、体制を修正した。p84 ・日本赤十字社宮城県支部の体制見直しにより修正した。p85
86	第10節 緊急輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等必要な語句を修正した。p86～87
88	第11節 避難収容対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正に伴い、災害時要援護者等に対する「避難誘導體制」を追加した。p88 ・避難場所を指定する場合の留意事項等について修正した。p88 ・災害に耐える避難所の指定、住民に対する周知について修正した。p89 ・防災基本計画の修正に伴い、避難計画の整備及び避難に関する広報について必要な語句を追加した。p90
92	第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア等との物資供給等協定締結を追加し、生活物資の確保について、必要な語句を追加した。p93 ・広域水道の対応として、災害時の広域水道管上への臨時給水所の設置や、協定による給水車両の派遣等の対応を追加した。p94

95	第13節 廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な語句を修正した。p95～96
97	第14節 ボランティアの受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門ボランティアについて、災害時の通訳ボランティアを追加した。p98 ・一般ボランティアの受入体制を追加し、ボランティアコーディネーターの養成及び受入拠点の整備等について整理した。p98

101	第 15 節 災害時要援護者・外国人 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設に介護老人保健施設を追加した。p101 ・ 在宅の災害時要援護者の予防対策に、地域福祉のネットワークづくりを追加した。p101 ・ 外国人の急増を踏まえ、外国人対策について県及び市町村が実施すべき具体的な対策を明確にした。p103 ・ 災害時における旅行者への情報提供等具体的な対策を記載した。p103
105	第 16 節 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村の防災訓練について、災害を想定したより実践的な訓練を行うことを追加した。p105 ・ 通信関係機関の非常通信訓練を追加した。p106
107	第 17 節 防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴い、他の地方公共団体及び国の研修機関等を活用した防災研修会等の実施について追加した。p107 ・ 防災基本計画の修正に伴い、住民、外国人及び災害時要援護者に対する防災知識の普及について追加した。p107～108 ・ 災害用伝言ダイヤル等の利用促進について追加した。p108 ・ 災害時における県民の取り組みについて追加した。p108
109	第 18 節 自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成指導のための、県及び市町村の役割分担、自主防災組織の活動について追加した。p109～110
113	第 19 節 企業等の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の自衛防災組織は地域における防災上欠かせないため、「企業等の防災対策の推進」を新設し、防災組織の編成について指導を行い、地域防災力の向上を図るため別節として整理した。p113
114	第 20 節 災害種別毎予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「火災予防対策」について、初期消火における自主防災体制の強化を追加した。p115 ・ 消防水利の活用について、必要な語句を追加した。p116 ・ 地域社会の防災体制の推進を図るため、消防団の育成を追加した。p116 ・ 火災予防措置に、予防査察指導の強化について必要な語句を修正した。p116

		<ul style="list-style-type: none">・市町村の消防計画策定に対する助言指導について修正した。 p117・「林野火災予防対策」に林野火災特別地区の指定を追加した。 p120・「危険物等災害予防対策」に、危険物施設に対する指導等について追加した。p121～122・毒物・劇物貯蔵施設の把握について追加した。p123
--	--	--

第3章 災害応急対策

頁	項 目	修 正 の 要 旨
133	第1節 防災気象情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴い、災害時要援護者にも配慮し、住民にとってわかりやすい気象警報等の伝達について、必要な語句を追加した。p133 ・ 気象台が発表する防災気象情報及び洪水予報、火災気象通報基準、警報注意報の細分区域について修正した。p134～140 ・ 水防警報伝達系統図、指定河川洪水予報伝達系統図、気象警報等の伝達系統について、必要な機関を追加修正した。p142～145
146	第2節 防災活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の配備体制及び配備基準について修正し、初動体制の強化を図った。p146 ・ ヘリコプター運用調整会議の設置を追加し、受け入れ態勢を明確にした。p151
152	第3節 警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴い、水防活動に水防団及び消防機関河川管理者等の実施すべき事を明確にした。p152
154	第4節 避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し速やかな避難の勧告又は指示を行うため、必要な語句を修正した。p154 ・ 地すべり等に係る指示について、必要な語句を追加した。p155 ・ 避難長期化への対処について、高齢者などへの配慮等語句を追加した。p156 ・ 防災基本計画の修正に伴い、避難所の指定、運営について、必要な語句を追加した。p157
159	第5節 災害情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴い、災害時の迅速な情報収集及び伝達について、必要な語句を追加した。p159 ・ 情報の収集及び伝達手段について、必要な語句を修正した。p160

164	第6節 通信・放送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の的確な通信連絡手段の確保について、可搬衛星地球局、衛星携帯電話及び災害用伝言ダイヤル等を追加修正した。p164～166 ・非常通信機器の確保について追加した。p166 ・放送施設について、必要な語句を修正した。p166～169
170	第7節 災害広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正に伴い、災害時要援護者、帰宅困難者等に対する情報の伝達について、体制の整備等の語句を追加した。p170 ・広報活動にホームページによる広報及を追加した。p171～172 ・防災基本計画の修正に伴い、放送事業者等の被災者安否等の情報伝達体制整備について、必要な語句を追加した。p172
173	第8節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法施行細則等の改正(H15.7.4)等に伴い、適用基準、手続等について必要な語句を修正した。p173～175
176	第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水の方法について、必要な語句を追加した。p180 ・日本赤十字社宮城県支部の活動について追加した。p181
183	第10節 相談活動	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時における被災者等からの各種相談、要望に対応するため、「相談活動」を新設し、県及び市町村の役割を明確にした。p183～184

185	第11節 相互応援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村相互応援協定を追加すると共に、消防機関の相互応援等について、必要な語句を修正した。p185 ・緊急消防援助隊の応援活動の、応援要請、受援計画について必要な語句を修正した。p185～188
189	第12節 海外からの支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時における海外からの支援の申し出が想定されるため、「海外からの支援の受入」を新設し、国と連絡調整等

		について県の体制を明確にした。p189
190	第13節 自衛隊の災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊に対する派遣要請の内容について、必要な語句を追加した。p193 ・自衛隊との連絡調整について、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう、必要な語句を修正した。p194 ・自衛隊の派遣及び派遣部隊の活動内容について修正した。p194～195
198	第14節 救急・救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の活動について、必要な語句を修正した。p198～199
201	第15節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社宮城県支部、国立病院、日本郵政公社の活動内容について個別に明記し、必要な語句を修正した。p202～204 ・「特定疾患対策」を「専門的な医療を要する患者対策」に変更し、その内容について修正した。p205
206	第16節 交通・輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急輸送活動」と「交通確保対策」を「交通・輸送活動」にまとめ、必要な語句を修正した。 ・日本道路公団東北支社の役割について、必要な語句を追加した。p208 ・防災基本計画の修正に伴い、緊急輸送のための交通・輸送ルート確保等について、必要な語句を追加した。p210
215	第17節 ヘリコプターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関ヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、必要な語句を修正した。p215
218	第18節 公共土木施設等の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局及び日本道路公団東北支社の対応について、必要な語句を修正した。p219～220 ・河川等の二次災害防止について、必要な語句を修正した。p220 ・港湾施設及び漁港施設における応急復旧について、必要な語句を修正した。p221～222

223	第 19 節 応急住宅等の確保	・災害時要援護者に対する配慮について、必要な語句を修正した。p223
225	第 20 節 ボランティア活動	・一般ボランティア活動を支える受入機関等の活動内容及び役割分担を明確化した。p225～226 ・専門ボランティアの受け入れ項目及び担当部局について追加した。p226
228	第 21 節 災害時要援護者・外国人 対策	・防災基本計画の修正に伴い、災害時要援護者に対する配慮等の対策を追加した。p228 ・外国人支援対策について、全面改訂した。p229～230
231	第 22 節 愛玩動物の収容対策	・大規模災害では、被災した動物の救護が求められることから、「愛玩動物の収容対策」を新設し、被災地域における動物の保護、避難所における動物の適正な飼育について、県の役割を明確にした。p231
232	第 23 節 防疫・保健衛生活動	・災害防疫活動について、全面改訂した。p232 ・食品衛生監視について、必要な語句を修正した。p233

234	第 24 節 死体等の捜索・処理・埋葬	・死体の処理、収容等について、必要な語句を修正した。p234～235
236	第 25 節 社会秩序の維持活動	・生活必需品の物価監視について追加し、必要な語句を追加した。p236
237	第 26 節 廃棄物処理活動	・処理体制及び処理方法について、必要な語句を修正した。p237～238
239	第 27 節 教育活動	・災害時の教育活動について、必要な語句を修正した。p240
242	第 28 節 ライフライン施設等の応 急復旧	・目的について、大規模な災害時におけるライフライン確保の重要性の観点から、文言の整理を行った。p242 ・水道施設については、必要な文言の整理を行った。p242 ・工業用水関係について、迅速な応急復旧活動、ユーザーへの情報の提供について、具体的な記述を追加した。p244

		<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの応急措置等について、必要な語句を修正した。p246～247 ・特設公衆電話の設置等について、必要な語句を修正した。p250
252	第 29 節 防災資機材及び労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の緊急使用のための調達について追加した。p252 ・労働力の確保について、必要な語句を修正した。p252
255	第 30 節 農林水産業の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・林道、治山施設の応急対策を追加した。p255 ・農林水産業の災害時の応急対策について、必要な語句を修正した。p256～260
262	第 31 節 応急公用負担等の実施	
265	第 32 節 災害種別毎応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「火災応急対策」の通電火災防止について、必要な語句を追加した。p267 ・「林野火災応急対策」の連絡系統等について見直しを図り、必要な語句を修正した。p269～271 ・「海上災害応急対策」の海難救助活動について、必要な語句を修正した。p279～280 ・宮城県沿岸流出油災害対策協議会流出油防除活動概念図等の修正を行った。p283～284 ・「航空災害応急対策」の航空機事故発生時の連絡体制図等について必要な修正を行った。p285～288 ・「鉄道災害応急対策」の避難救護対策等について、必要な語句を修正した。p289～297 ・「道路災害応急対策」の連絡系統図について見直しを行い、修正した。p300

--	--	--

第4章 災害復旧・復興対策

頁	項 目	修 正 の 要 旨
301	第1節 災害復旧・復興	・県及び市町村が、災害応急対策後に策定すべき公共施設の災害復旧事業計画の具体的な項目を明記した。p301～303
304	第2節 生活再建支援	・被災者生活支援制度の適用災害、対象世帯、支給条件などの具体的な内容を記載した。p304～305 ・国民健康保険税(料)の一部負担金減免について追加した。p308
310	第3節 住宅復旧支援	・災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、「住宅復旧支援」を新設し、住宅復興資金の確保等支援対策を明記した。p310
311	第4節 産業復興支援	・農林漁業金融対策について、必要な語句を修正した。p311
312	第5節 都市基盤の復興対策	・災害に強い地域再生のため「都市基盤の復興対策」を新設し、想定される都市基盤復興計画の策定を明記した。p312
313	第6節 義援金の受け入れ、配分	・義援金の受入方法や配分方法について、必要な語句を修正した。p313
314	第7節 激甚災害の指定	・激甚災害指定基準の改正(H12.3.29)に伴い、必要な語句及び激甚災害指定事務手続きの流れ図を修正した。p314～317

今後のスケジュールについて

平成17年2月1日

宮城県総務部危機対策課

- 1 宮城県防災会議幹事会議（2月1日）
ご意見があれば、別紙様式により2月9日（水）までにメール又はf a xにより回答していただき、調整のうえ各幹事あて修正事項をご連絡いたします。
- 2 国（消防庁）への事前協議（2月上旬）
幹事会議終了後、直ちに事前協議を行います。
2月末までに、事前協議を終了し、3月中旬までに指導事項を修正したいと考えております。
- 3 宮城県防災会議（3月下旬）
宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の修正案を諮問します。
- 4 国（消防庁）への本協議（4月上旬）
5月中旬までに協議を終了したいと考えております。
- 5 宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）印刷送付（6月末）
国、都道府県、市町村及び指定公共機関等へ送付いたします。

宮城県防災会議幹事会議議録

平成17年2月1日

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成17年2月1日(火) 午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 パレス宮城野 2階錦萩の間
仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者：0名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会 (危機対策課：三浦課長補佐)
 - (2) あいさつ (千葉危機管理監)
 - (3) 議 題 (説明者：田中危機対策課長)
宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)の計画修正(案)について
資料1：県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正フロー図
資料2：宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について
資料3：宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)(案)修正の概要
に基づき説明
 - (4) その他(説明者：危機対策課三浦技術補佐)
宮城県総合防災情報システムの改修改善事業について
資料5：宮城県総合防災情報システムの改修改善事業について
に基づき説明
 - (5) 今後のスケジュールについて(危機対策課：三浦課長補佐)
資料4：今後のスケジュールについて
に基づき説明
 - (5) 閉 会 (危機対策課：三浦課長補佐)

<審議、質疑応答>

宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について

議 長 : ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

幹 事 : （質問・意見等なし）

議 長 : それでは、ご異議がないようですので、早急に国（消防庁）に事前協議を行い、3月に開催予定の宮城県防災会議に諮ることとします。

「宮城県総合防災情報システムの改修改善事業」について

議 長 : ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

山田孝雄幹事 : 地震発生直後30分以内に職員を招集するというお話でしたが、震度がどのレベルで招集をなさるのか、各行政の防災端末に送るのか、基準的なものはございますか。

たとえば、震度5弱とか6弱と言う形の中でやるのか、それとも自動的にこれが気象台からデータが来た時になんかのレベルにより自動配備なされるのかそのところを教えてください。

議 長 : 現時点でも警戒配備の体制の基準を定めている。

県内で震度4の地震が発生すれば、特別警戒配備1号という体制が取られる。そのときは私が警戒本部の責任者になる。

震度5になると副知事がトップとなる特別警戒配備2号体制、震度6以上になると知事がトップとなる非常配備体制となります。

その震度に応じて連絡する対象者が決まってくる。

現実的に震度4の状況ですと、今ほとんど具体的な被害は起こらないような状況になっておりますので、それを踏まえてある程度の見直しが必要かと考えている。

現時点では、そのような体制になっている。

議 長 : 他にご質問、ご意見等ありませんか。

幹 事 : （質問・意見等なし）

議 長 : それでは、宮城県総合防災情報システムの改修改善事業についての説明を終わらせていただきます。

議 長 : それでは、これをもちまして「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。ご協力ありがとうございました。